

磐田市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月17日(水) 午後6時00分から

2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階302・303会議室

3 出席委員

1番	白澤 禎一	2番	松野 恒男	3番	鈴木 浩孝
4番	赤塚 高石	5番	岸間 千乃	6番	安田 博俊
7番	伊藤 眞人	8番	大箸千賀子	9番	榑原 茂
10番	鈴木 敏一	11番	河島 直明	12番	田中 昌孝
13番	平井 俊治	14番	新村 隆	15番	稲垣 明久
16番	鈴木 康司	17番	粟倉 高利	18番	石野 計美
19番	竹森 公彦				

4 欠席委員

5 議事日程

第1 議事録署名人の氏名

第2 会議書記の指名

第3 議案第55号 農地法第3条の規定による許可について

議案第56号 農地法第4条の規定による許可について

議案第57号 農地法第5条の規定による許可について

議案第58号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について【利用権設定】

議案第59号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について【利用権移転】

報告第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第52号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第53号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第54号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6 事務局出席者 川島課長 新井主幹 水野主査 鈴木香絵主事

7 議 事

会 長)

それでは、ただいまから3月定例会を開会いたします。在任委員19名中19名が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、19番 竹森 公彦委員、1番 白澤 禎一委員を指名します。議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の水野さんを指名いたします。

議 長)

議事に入る前に、今月の議案書につきまして、訂正事項があるということですので、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書 19 ページから 23 ページ、報告第 54 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」の貸貸人欄が「XXXXXXXXXX」の案件ですが、「XXXXXXXXXX」の下に、「XXXXXXXXXX」の追加をお願いします。

訂正は以上でございます。申し訳ございません。

議 長)

それでは、議事に入ります。議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を議案として上程します。なお、本審議案件につきまして、XXXX 番 XXXXXXXXXX 委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与ができませんので、退席をお願いします。

(退席確認)

それでは、先に、整理番号 2 番につきまして、事務局より説明を求めます。

事務局)

議案書 1 ページをご覧ください。

議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第 3 条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求めます。

令和 3 年 3 月 17 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号 2 番、豊田地区、申請地「高見丘 XXXXXXXXXX」、地目畑、面積 XXXXXX m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、横浜市都筑区 XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX 外 XXXX 名、譲受人は、東原 XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、自作地 XXXXXX m²、借入地 XXXXXX m²です。

担当農業委員さんの報告では、譲受人は、茶や一般野菜の栽培を中心に行う認定農業者です。借入地である当地を取得し、経営基盤の安定を図りたく、申請するものです。売買価格は、10a 当たり XXXXXX 円、総額 XXXXXX 円です。取得後は、甘藷、キャベツや白菜を栽培する計画です。

審査したところ、農地法第 3 条第 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の整理番号 2 番の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、整理番号2番は、許可することに決定いたします。

(退席者入室)

続きまして、整理番号1番の案件を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

整理番号1番、福田地区、申請地「豊浜[]」、地目畑、面積[]m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、豊浜[]、[]、譲受人は、袋井市岡崎[]、[]、自作地[]m²、借入地[]m²、貸付地[]m²です。

担当農業委員さんの報告では、譲受人は、袋井市在住で水稻の栽培を中心に行う認定農業者です。借入地及び借入地近傍の当地を取得し、経営規模の拡大を図りたく、申請するものです。売買価格は、10a当たり[]円、総額[]円です。取得後も、引続き水稻を栽培する計画です。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第55号「農地法第3条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第56号「農地法第4条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書2ページをご覧ください。

議案第56号「農地法第4条の規定による許可について」農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求めます。

令和3年3月17日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地は「大久保[]」、地目畑、面積[]m²です。申請人は、大久保[]、[]、転用目的は、普通車[]台分の従業員用駐車場で砕石敷きです。

申請人は、申請地南東近接地で[]業を営む認定農業者です。現在は、[]工場敷地内に従業員用駐車場を設けていますが、[]の搬入時は、場内が混雑し場外まで車両があふれることがあり近隣に迷惑をかけていること、また来客用駐車場も不足していることから、敷地外に従業員用駐車場を確保するため転用したく、申請するものです。本案件につきましては、農用地区域の用途区分の変更の申し出が出ています。

駐車場の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、雨水浸透柵を設け地下浸透と

することから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

事前審査会の中では、今回の農地は令和〇年〇月に農地法3条で購入した土地になるが、転用の目的が農業用駐車場であることから、やむを得ないとの意見がありました。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用区域内農地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものと認められる製茶施設にかかる駐車場であり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであることから、許可相当と判断いたします。

次に整理番号2番、西南地区、申請地は「鮫島〇〇〇〇」の一部、地目田、面積〇〇〇〇㎡外〇〇筆、合計面積〇〇〇〇㎡です。申請人は、鮫島〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、転用目的は、営農型太陽光発電施設、〇〇Wパネル〇〇枚を設置し、発電量は〇〇〇KW、設置面積〇〇〇〇㎡、下部農地面積〇〇〇〇㎡、栽培作物はしきみ、〇〇年間の一時転用です。転用面積については、太陽光発電設備の設置温室の基礎部分の面積です。

申請人は、営農を継続しながら、将来の生活の安定のため発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること、ハウスの上で地上最低高〇〇mからパネルを設置、下部農地の遮光率は〇〇%、〇〇〇〇〇〇から、「栽培するしきみは、今回の遮光率下であれば、十分栽培が可能」である旨の意見書も添付されています。

前回の更新申請までは、毎年2月に提出が必要な、下部農地における農作物の状況報告が、地域の平均的な反収の8割を満たしていなかったため、毎年更新でしたが、令和〇年度報告で基準を満たしていたため、一時転用期間を〇〇年間としています。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当る、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必要な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

次に整理番号3番、福田地区、申請地は「豊浜中野〇〇〇〇」の一部、地目田、面積〇〇〇〇㎡外〇〇筆、合計面積〇〇〇〇㎡です。申請人は、豊浜中野〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、転用目的は、営農型太陽光発電施設、〇〇Wパネル〇〇枚を設置し、発電量は〇〇〇KW、設置面積〇〇〇〇㎡、下部農地面積〇〇〇〇㎡、栽培作物は多肉植物及びミニ大根、〇〇年間の一時転用です。転用面積については、太陽光設置温室の基礎部分の面積です。

申請人は、営農を継続しながら、持続可能な脱炭素社会の実現の一助となるよう発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること、ハウス上の地上最低高〇〇mからパネルを設置、多肉植物栽培の下部農地の遮光率は〇〇及び〇〇%、〇〇〇〇〇〇から、「栽培する多肉植物は、今回の遮光率下であれば、十分栽培可能」である旨の意見書が、ミニ大根栽培の下部農地の遮光率は〇〇%、〇〇〇〇〇〇から、「ミニ大根を栽培の下部農地は夏至の時であっても日陰となる部分が少なく、収量の確保は可能と考える」旨の意見書も添付されています。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当る、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に

供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必要な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

以上で事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

■番 ■委員)

今まで、しきみの育成が悪くて単年の更新となっていたが、令和■年度はどのような方法で反収を増加させたのか。

事 務 局)

営農者からは、しきみの収穫後、必要に応じて一定数の幼木を植栽し、本数を増やし収量を確保していると聞いています。

議 長)

他に質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第56号「農地法第4条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第57号「農地法第5条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事 務 局)

議案書3ページをご覧ください。

議案第57号「農地法第5条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求めます。

令和3年3月17日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番、北部地区、申請地は「大久保 ■■■■■」、地目畑、面積■■■■■m²外■■■筆、合計面積■■■■■m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、大久保 ■■■■■、■■■■■外■■■名、譲受人は、浜松市東区■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、転用目的は、■■■■■工場■■■棟■■■■■m²、事務所■■■棟■■■■■m²、器具庫■■■棟■■■■■m²、大型車■■■台分の■■■■■車両及び事業用駐車場、普通車■■■台分の来客及び従業員用駐

車場等です。

申請人は浜松市内に本店住所を置く、[redacted]を営む法人です。自社[redacted]車両管理、同業他社及び一般車両の点検整備を行う[redacted]工場を整備したく、所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。本案件につきましては、市の土地利用対策委員会の承認、地元自治会の承諾を得ています。

工場等の配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地境には練積擁壁を新設、汚水は合併浄化槽を介し、雨水は、油水分離槽を介し場内の調整池で流量を調整した後、東側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を特別な立地条件を必要とする省令で定める、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道又は都道府県道の沿道の区域に設置されるものに該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号2番、北部地区、申請地は「大久保[redacted]」、地目畑、面積[redacted]㎡です。使用貸借による権利設定の案件です。

譲渡人は、大久保[redacted]、[redacted]、譲受人は、大久保[redacted]、[redacted]外[redacted]名、転用目的は、分家住宅[redacted]棟[redacted]㎡です。

申請人は市内の賃貸住宅に家族で居住していますが、子どもも成長し、手狭になったため、自己用住宅を持ちたく、[redacted]に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地側はコンクリートブロックを設置、生活排水は合併浄化を介し、雨水とともに東側市道を横断し、道路側溝へ流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、母所有の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

議案書4ページをご覧ください。

整理番号3番、竜洋地区、申請地は「川袋[redacted]」、地目畑、面積[redacted]㎡です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、名古屋市名東区[redacted]、[redacted]、譲受人は、南島[redacted]、[redacted]、転用目的は、[redacted]W太陽光パネル[redacted]枚、発電能力[redacted]KW、設置面積[redacted]㎡の太陽光発電施設で、砕石敷きです。

申請人は、耕作管理が難しい農地の有効活用と、今後の生活の安定のため、当地を譲り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地との境には柵板を設置し、周辺はフェンスで囲い、雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号4番、竜洋地区、申請地は「川袋 []」、地目田、面積 [] m²です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、川袋 []、[]、使用借人は、豊島 []、[]、外 []名、転用目的は、分家住宅 []棟 [] m²です。

申請人は市内の賃貸住宅に家族で居住していますが、子どもも生まれ、生活スペースが手狭となったため、自己用住宅を持ちたく、妻の父に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えこと。農地側はコンクリートブロックを設置、生活排水は南側市道埋設の下水道に接続、雨水は南側道路側溝へ流すこと。

また、申請地周辺の田は、西側用悪水路から田越しで用水を取水し、南側の同じ用悪水路に排水をしていました。今回の分家への転用に併せて東側残農地は田から畑に利用目的変更届が提出されましたが、排水に影響が無いよう残地内に土側溝を設置し、以前と同じ場所から排水が可能な構造となっていることから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号5番、竜洋地区、申請地は「堀之内 []」、地目畑、面積 [] m²です。賃借権の設定案件です。

賃貸人は、堀之内 []、[]、賃借人は、長野県飯田市 []、[]、[]、[]、転用目的は、[]W太陽光パネル []枚、発電能力 []KW、設置面積 [] m²の発電施設で、砕石敷きです。

申請人は長野県飯田市に本店住所を置き、太陽光発電事業を営む法人です。事業規模の拡大を図るため、当地を譲り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地との境には見切りを設置、周辺はフェンスで囲い、雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号6番、竜洋地区、申請地は「堀之内 []」、地目畑、面積 [] m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、静岡県駿河区 []、[]、譲受人は、堀之内 []、[]、[]、転用目的は、普通車 []台分の自己用及び普通車 []台分の来客用駐車場で、砕石敷きです。

申請人は申請地南側に家族で居住していますが、駐車場敷地が狭く、縦列駐車により苦慮しており、駐車場敷地を探していたところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。農地側は見切りコンクリートブロックを設置、雨水は地下浸透とすることから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設、医療機関があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号7番、豊田地区、申請地「高見丘 ■■■■■」、地目畑、面積■■■■■ m^2 です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、高見丘 ■■■■■、■■■■■、使用借人は、浜松市南区 ■■■■■ ■■■■■、■■■■■、転用目的は、分家住宅 ■■■■■ 棟 ■■■■■ m^2 で、宅地 ■■■■■ m^2 併用です。

申請人は浜松市内の賃貸住宅に家族で居住していますが、生活スペースが手狭となったため、両親が現在住んでいる土地も含め二世帯住宅を持ちたく、■■■■■に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えこと。農地側は擁壁及びコンクリートブロックを設置、生活排水は合併浄化槽を介して北側道路側溝に、雨水も北側道路側溝へ流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね 300m以内に東名高速道路磐田スマートインターチェンジがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

議案書5ページをご覧ください。

次に、整理番号8番、豊田地区、申請地は「東名 ■■■■■」、地目畑、面積■■■■■ m^2 外■■■■■筆、合計面積■■■■■ m^2 です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東名 ■■■■■、■■■■■、譲受人は、菊川市加茂 ■■■■■、■■■■■、転用目的は、■■■■■ W太陽光パネル■■■■■枚、発電能力■■■■■KW、設置面積■■■■■ m^2 の太陽光発電施設で、砕石及び防草シート敷です。

申請者は、耕作管理が難しい農地の有効活用と今後の生活の安定のため、太陽光発電施設として転用したく、土地所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側は見切りブロックを設置し、雨水は、場内に土堰堤を設置し、地下浸透及び余剰分は南側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が 40%を越えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号9番、豊田地区、申請地「豊田 ■■■■■」、地目畑、面積■■■■■ m^2 です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、豊田 ■■■■■、■■■■■、使用借人は、中泉 ■■■■■ ■■■■■、■■■■■ 外■■■■■名、転用目的は、分家住宅 ■■■■■ 棟 ■■■■■ m^2 で、宅地 ■■■■■ m^2 併用です。

申請人は市内の賃貸住宅に家族で居住していますが、家財道具も増え、住居が手狭となったため、自己用住宅を持ちたく、■■■■■に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えこと。生活排水は西側使用貸人所有の宅地を通して南側市道埋設の下水道に、雨水は南側道路側溝へ流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設、医療機関があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号 10 番、豊岡地区、申請地「下野部 []」、地目畑、面積 []m²外 []筆、合計面積 []m²です。地上権設定の案件です。

地上権について簡単に説明いたします。配布してあります資料をご覧ください。

地上権は借地権の 1 種類になります。借地権には地上権と賃借権があり、地上権者は、土地の所有者の承諾を得ることなく、地上権を登記し、第三者に譲渡し、賃貸することができる権利となります。

賃貸人は、下野部 []、[]ほか []名、賃借人は、東京都千代田区 []、[]、[]、転用目的は、[]W太陽光パネル []枚、発電能力 []KW、設置面積 []m²の太陽光発電施設で、整理番号 11 番の申請地 []m²併用です。

経済産業省の太陽光発電の許可は 10 番と 11 番で 1 件の許可となっています。

賃借人は、耕作管理が難しい農地の有効活用と、事業規模の拡大のため、当地を譲り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね 300m 以内に磐田市役所豊岡支所があることから、第 3 種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号 11 番、豊岡地区、申請地「下野部 []」、地目畑、面積 []m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、下野部 []、[]、賃借人は、東京都千代田区 []、[]、[]、転用目的は、[]W太陽光パネル []枚、発電能力 []KW、設置面積 []m²の太陽光発電施設で、整理番号 10 番の申請地 []m²併用です。

譲受人は、耕作管理が難しい農地の有効活用と、事業規模の拡大のため、当地を譲り受け、太陽光発電施設として転用したく、申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね 300m 以内に磐田市役所豊岡支所があることから、第 3 種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

[]番 []委員)

多くの案件が賃借権を設定している中で、今回、地上権が設定されたのか解かれれば教えて欲しい。

事 務 局)

地権者、事業者の双方の話し合いの中で決められた内容となるため、事務局では地上権とした詳しい理由は判りません。

本年度はありませんが、過去には地上権設定の案件が申請されたことはあります。

議 長)

他に質問もないようですので、採決を取ります。議案第 57 号「農地法第 5 条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第 58 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」、を議案として上程します。なお、本審議案件につきましては、■番 ■■■■■委員、■番 ■■■■■委員、及び■番 ■■■■■委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与ができませんので、退席をお願いします。

(退席確認)

それでは、事務局から説明を求めます。

事 務 局)

議案書 6 ページをご覧ください。

議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記、農用地利用集積計画を決定することについて審議を求めます。

令和 3 年 3 月 17 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権設定分は、土地の所在「寺谷 ■■■■」、登記簿、現況地目ともに畑、面積 ■■■■㎡外 ■■■■筆、合計面積 ■■■■㎡です。内訳は、田 ■■■■筆 ■■■■㎡、畑 ■■■■筆 ■■■■㎡、樹園地 ■■■■筆 ■■■■㎡及び施設用地 ■■■■筆 ■■■■㎡です。貸付人、借受人は、議案書及び各筆明細のとおりです。

下の表をご覧ください。利用権設定のうち、農地中間管理事業分は、■■■筆、面積 ■■■■㎡です。内訳は、田 ■■■■筆 ■■■■㎡、畑 ■■■■筆 ■■■■㎡、樹園地 ■■■■筆 ■■■■㎡です。転貸者は、公益社団法人静岡県農業振興公社です。

今回の利用権設定の案件、合計 ■■■■筆 ■■■■㎡のうち、新規の利用権設定の計画は ■■■■筆 ■■■■㎡、再設定の計画は ■■■■筆 ■■■■㎡です。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。詳細につきましては、別紙各筆明細のとおりです。なお、明細の貸主名は、令和 2 年 1 月 1 日時点の登記簿の名義人名になっています。

以上で事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第 58 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」の案件につきまして、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。

(退出者入室確認)

次に、議案第 59 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」、を議案として上程します。なお、本審議案件につきまして、■番 ■■■■■委員及び■番 ■■■■■委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与ができませんので、退席をお願いします。それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書 7 ページをご覧ください。

議案第 59 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画を決定することについて審議を求めます。

令和 3 年 3 月 17 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権移転分は、土地の所在「平間 ■■■■」、登記簿、現況地目ともに田、面積 ■■■■㎡外 ■■■■筆、合計 ■■■■筆、地目田、面積 ■■■■㎡です。移転をする者、移転を受ける者は議案書及び各筆明細のとおりです。

すべて遠州中央農業協同組合の転貸分です。農地利用集積円滑化事業により移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。詳細につきましては、別紙各筆明細のとおりです。

以上で事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第 59 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」の案件につきまして、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。

(退出者入室確認)

以上で、農地法の審議を終了いたします。

続きまして、農業委員会への届出並びに通知が提出されておりますので、報告第 51 号から報告第 54 号までを一括して事務局から報告願います。

事務局)

議案書 8 ページから 9 ページをご覧ください。

報告第 51 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」、このことについて、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和 3 年 3 月 17 日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、北部地区、届出地は、「勾坂中[]」、地目池沼、面積[]m²外[]筆、合計面積[]m²です。被相続人は、浜松市浜北区[]、[]、相続人は、掛川市大池[]、[]を含め、[]件の相続の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書10ページから12ページをご覧ください。

報告第53号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第5条第1項第7号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和3年3月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、北部地区、届出地は「見付[]」、地目畑、面積[]m²外[]筆、合計面積[]m²です。

譲渡人は、浜松市中区[]、[]、譲受人は、二之宮[]、[]、転用目的は、自己用住宅を含め、所有権移転の案件[]件、賃貸借の案件[]件、使用貸借の案件[]件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書13ページから59ページをご覧ください。

報告第54号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、農地の賃借権の合意解約がなされ、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、次のとおり報告する。

令和3年3月17日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

整理番号1番、北部地区、土地の所在は「大久保[]」、地目畑、面積[]m²です。

賃貸人は、明ヶ島原[]、[]、賃借人は、大久保[]、[]、耕作者変更のための解約を含め、[]件の通知を受理しましたので、報告いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

ただいまの報告第51号から第54号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了 (午後7時00分)

協議事項

なし

報告事項

なし

連絡事項

4月の総会開催時間について

終了（午後7時05分）

上記のとおり決する。

農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人